

岩手県告示第314号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項又は第5条の3第1項の規定による年金たる補償又は休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（平成7年岩手県告示第435号）の一部を次のように改正し、年金たる補償又は休業補償のうち平成23年5月1日以後の期間について支給すべきものについて適用する。

平成23年4月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

表最低限度額の項及び最高限度額の項を次のように改める。

最低限度額	4,317円	4,920円	5,565円	6,090円	6,539円	6,749円	6,688円	6,274円	5,549円	4,629円	3,940円	3,940円
最高限度額	12,750円	12,750円	13,028円	16,028円	18,500円	22,065円	23,750円	24,409円	23,183円	20,754円	15,217円	12,750円